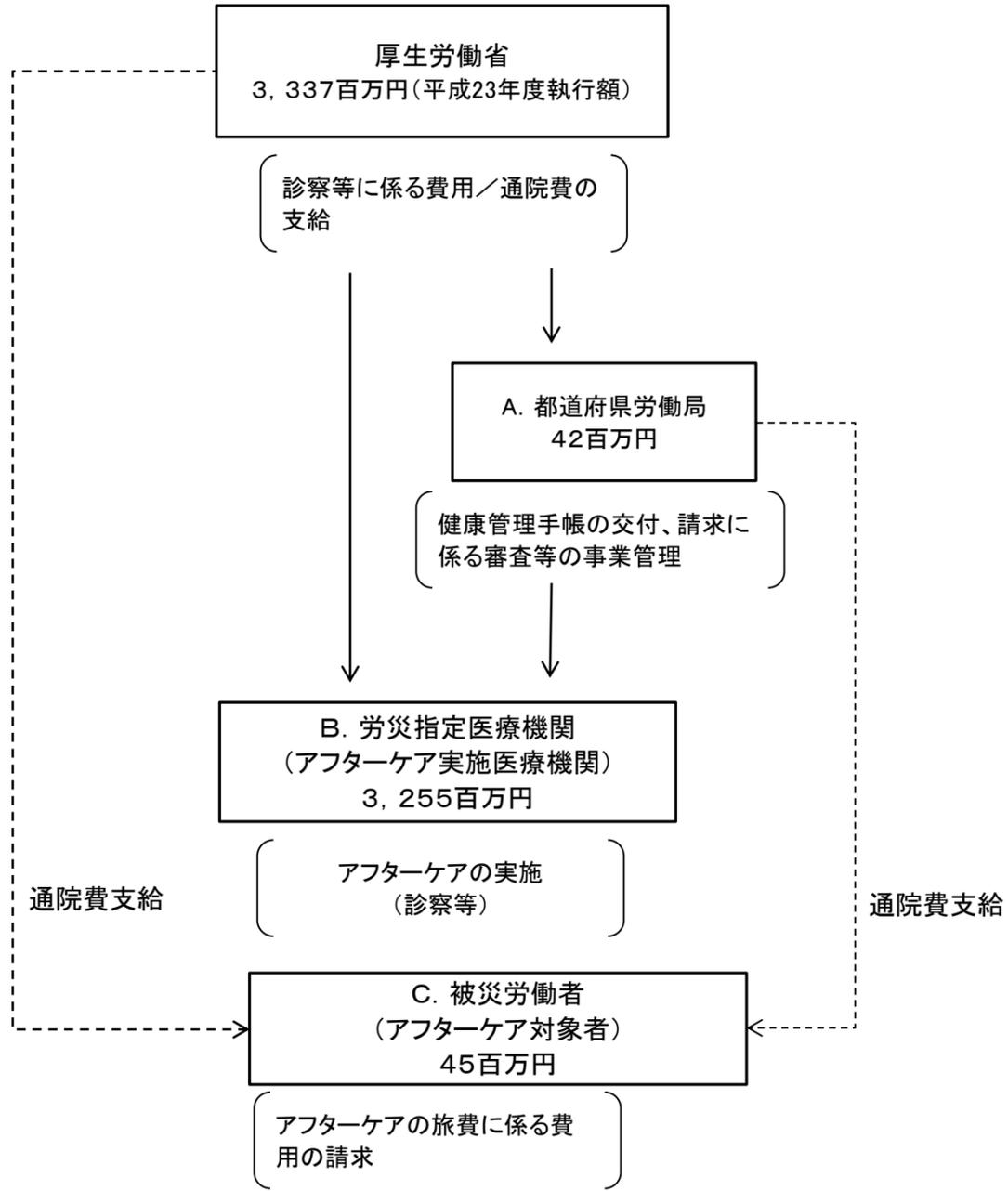


平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	特殊疾病アフターケア実施費	担当部局庁	労働基準局労災補償部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和43年度	担当課室	補償課	若生 正之				
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号	関係する計画、通知等	社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務災害又は通勤災害により被災された方に対し、症状固定後、必要に応じて後遺障害に付随する疾病の予防その他の保健上の措置として診察や薬剤を支給することで当該労働者の労働能力を維持させることにより、円滑な社会復帰の促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うもの。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	3,674	3,412	3,449	3,352	3,487	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	3,674	3,412	3,449	3,352	3,487	
	執行額	3,195	3,180	3,337				
執行率(%)	87.0%	93.2%	96.8%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)	
	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	-	-	85.3%	80%	
		達成度	%	-	-	107%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 ※本経費は被災労働者に対する診察等を行った医療機関の請求に基づき費用を支給するものであり定量的な成果指標を示すことは困難である。	活動実績 (当初見込み)			-	-	-	-
					( - )	( - )	( - )	
単位当たりコスト	- (円/ - )	算出根拠		-				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	特殊疾病アフターケア実施費	3,257	3,411	給付見込みの増による増				
	旅費	64	51					
	事務費	31	25					
計	3,352	3,487						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	アフターケアの対象傷病は、その症状固定後においても、後遺障害に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるので、それらに対して予防その他の保健上の措置を実施することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度は極めて高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	アフターケアの実施に必要な特殊疾病アフターケア実施費・通院費・事務費のみである。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	適切な成果目標を立て着実に実行している。
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	—
—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
点検結果	<p>本経費は、医療機関に対して支払う診察等の費用及び被災労働者に対して支給する通院費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、概算要求に当たっては、過去の実績に基づき適正な積算をしている。</p> <p>今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うこととする。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であり、本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
—			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	660-7	平成23年行政事業レビュー	0982

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)(単位:百万円)



A.福井労働局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費	4			
計		4	計		0
B.労災指定医療機関			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
特殊疾病アフターケア実施費	アフターケアの実施(診察等)	3,255			
計		3,255	計		0
C.被災労働者			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	アフターケアの通院に係る旅費	45			
計		45	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福井労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	4		
2	北海道労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	4		
3	静岡労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	3		
4	島根労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
5	宮城労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
6	富山労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
7	岐阜労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
8	埼玉労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
9	佐賀労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
10	福岡労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	労災指定医療機関	診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の実施	3255		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	アフターケアの通院に係る旅費の請求	45		